

令和2年度

京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等

特記仕様書

令和2年1月
国土交通省関東地方整備局
京浜港湾事務所

1. 工事概要

本工事は京浜港貸付国有港湾施設の点検・調査及び維持補修工を行うものである。

なお、本工事については、以下に示す試行等の対象工事である。

- ・ 入札時に施工方法等の技術提案を受け付ける「施工体制確認型総合評価落札方式」及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ・ 契約締結後に発注者が想定している工程表を受注者に提示する(工程提示型)の試行工事である。
- ・ 休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- ・ 「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について評価する工事であり、実施した場合には工事成績評定の加点を行う。
- ・ 受発注者間の業務の効率化を目的とした工事書類簡素化の試行工事である。
- ・ 工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

2. 施工場所（別添図参照）

横浜市中区本牧ふ頭1番195地先	(HC-5~HC-9)
横浜市中区本牧ふ頭1番10地先	(HD-1)
横浜市中区本牧ふ頭1番5地先	(HD-4,5)
横浜市中区本牧ふ頭1番198地先	(HBC-1)
横浜市中区南本牧1番地先	(MC-1)
横浜市中区南本牧3番8地先	(MC-3)
横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地先	(DT-9)
川崎市川崎区東扇島92番地先	(KC-1,KC-2)

3. 工期

令和2年4月1日から、令和3年3月31日までとする。

なお、工期は、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 管理用基準

基準面：発注者の管理用基準面とする。(T.P -1.090m)(測地成果2011)

基準点：監督職員の指示によるものとする。[世界測地系]

5. 工事内容

工 種 名 称	規格・形状寸法	単 位	数 量	参 考 数 量	摘 要
【点検・調査】					
現地調査					
日常点検(陸上点検)	14施設	回	12	3,991,284 m2	
日常点検(海上点検)	14施設	回	12	98,508 m2	
【維持補修工】					
維持補修工					
防舷材取替(1)	受衝板付 H=1,490mm	基	1	HBC-1	
防舷材取替(2)	受衝板付 H=1,000mm	基	1	HC-5	
防舷材取替(3)	受衝板付 H=1,000mm (脱落防止チェーン付)	基	1	HC-6	
防舷材取替(4)	受衝板付 H=1,000mm	基	1	HC-9	
防舷材取替(5)	受衝板付 H=1,500mm	基	1	HD-1	
防舷材取替(6)	受衝板付 H=1,190mm	基	1	HD-5	
防舷材取替(7)	受衝板付 H=1,500mm	基	1	MC-1	
防舷材取替(8)	受衝板付 H=1,330mm	基	1	KC-1	
渡版補修		箇所	6	HC-5~HC-7	

6. 支給材料及び貸与物件

6-1 支給材料

なし

6-2 貸与物件

なし

6-3 提供資料

- ・平成26年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 点検結果報告書
- ・平成27年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 点検結果報告書
- ・平成28年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 点検結果報告書
- ・平成29年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 点検結果報告書
- ・平成30年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 点検結果報告書
- ・平成31年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 点検結果報告書
- ・平成28年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 報告書
- ・平成29年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 報告書
- ・平成30年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 報告書
- ・令和元年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 報告書
- ・横浜港本牧ふ頭(-15m)岸壁 維持管理計画書
- ・横浜港本牧ふ頭地区HC-5~HC-9 維持管理計画書
- ・横浜港本牧ふ頭HD-1岸壁(-13m) 維持管理計画書
- ・横浜港本牧ふ頭D-4岸壁 維持管理計画書
- ・横浜港本牧ふ頭D-5号岸壁 維持管理計画書
- ・横浜港南本牧地区MC-1 維持管理計画書
- ・横浜港南本牧地区MC-3コンテナターミナル 維持管理計画書
- ・横浜港大黒ふ頭地区DT-9 維持管理計画書
- ・川崎港東扇島地区KC-1~KC-2 維持管理計画書

7. 工事仕様

7-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月改正)、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省 平成31年3月改正)の定めによるものとする。
なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と別途協議し実施するものとする。
- (2) 点検及び維持管理については、下記資料を参考とするものとする。
 - 1 国土交通省港湾局ホームページ内(http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000051.html)に掲載している。
 - ・「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(平成27年4月)」
 - ・「港湾の施設の点検診断ガイドライン(平成30年6月一部変更)」
 - 2 (一財)沿岸技術研究センター発行
 - ・「ゴム防舷材の維持管理ガイドライン(改訂版)(平成25年3月)」
 - ・「港湾の施設の維持管理技術マニュアル(平成30年7月)」
- (3) 「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める調査職員は監督職員に、管理技術者は主任技術者(監理技術者)にそれぞれ読み替えるものとする。
また、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める管理技術者の資格は求めないものとする。

(4) 維持管理対象施設は下表のとおりとする。

港名	施設名	施設種別	構造形式	延長 (m)	水深 (m)	備考
横浜港	HBC-1	岸壁	栈橋式	390.50	-16	
	HC-5	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-6	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-7	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-8	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-9	岸壁	矢板式	250.23	-13	取付部含む
	HD-1	岸壁	ジャケット式	570.80	-13	取付部含む
	HD-4	岸壁	重力式	400.00	-16	
	HD-5	岸壁	矢板式	300.00	-16	
	MC-1	岸壁	重力式	375.00	-16	取付部含む
	MC-3	岸壁	重力式	478.56	-18	荷さばき地施設含む
		護岸	重力式	213.99	—	
DT-9	岸壁	重力式	315.00	-12	取付部含む	
川崎港	KC-1	岸壁	栈橋式	359.00	-14	取付部含む
	KC-2	岸壁	栈橋式	81.00	-14	

7-2 現地調査

- (1) 業務を行うにあたり事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を作成するものとする。
- (2) 対象施設について、変状の有無や利用上の支障となるようなものの発見を目的に陸上及び海上から目視点検を行うものとする。実施頻度は各施設1回/月とする。
- (3) 日常点検(陸上点検)は、法線のずれ、段差、エプロン舗装の沈下及び亀裂、附帯設備の異常等について確認を行い、劣化の進行が見られる部材、箇所については、経過観察を行うものとする。
日常点検(海上点検)は、上部工及び下部工の変状、附帯設備の異常等について確認を行い、劣化の進行が見られる部材、箇所については、経過観察を行うものとする。
- (4) 日常点検結果は整理し速やかに監督職員へ報告すること。
- (5) 自然災害もしくは緊急を要する施設点検が必要な場合は、監督職員の指示により臨時点検を実施することがある。なお、これに伴う変更契約は、工期末日までに行うものとする。

7-3 維持補修工

- (1) 防舷材の補修内容は、下表のとおりとする。

番号	対象施設	防舷材No.	内容	既設防舷材の取扱
①	HBC-1	No.6	全取替	廃棄
②	HC-5	No.57	全取替	廃棄
③	HC-6	No.49	全取替	廃棄
④	HC-9	No.4	全取替	廃棄
⑤	HD-1	No.23	全取替	廃棄
⑥	HD-5	No.16	全取替	廃棄
⑦	MC-1	No.13	全取替	廃棄
⑧	KC-1	No.8	全取替	廃棄

- (2) 防舷材は、受衝板付ゴム防舷材とし、形状寸法及び性能は下表とする。仕様にあたっては試験成績表を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

番号	形状寸法	吸収エネルギー		反力		面圧
		性能標準値	試験規定値	性能標準値	試験規定値	
①	H=1,490mm (受衝版含む)	722kN・m 以上	649.8kN・m 以上	1,200kN 以下	1,320kN 以下	294kN/m ² 以下
②③ ④	H=1,000mm (受衝版含む)	481.6kN・m 以上	433.4kN・m 以上	2,000kN 以下	2,200kN 以下	290kN/m ² 以下
⑤	H=1,500mm (受衝版含む)	478.8kN・m 以上	430.9kN・m 以上	1,070kN 以下	1,177kN 以下	290kN/m ² 以下
⑥	H=1,190mm (受衝版含む)	769.0kN・m 以上	692.1kN・m 以上	1,926kN 以下	2,119kN 以下	250kN/m ² 以下
⑦	H=1,500mm (受衝版含む)	968.4kN・m 以上	871.6kN・m 以上	1,610kN 以下	1,771kN 以下	250kN/m ² 以下
⑧	H=1,330mm (受衝版含む)	468.3kN・m 以上	421.5kN・m 以上	1,120kN 以下	1,232kN 以下	300kN/m ² 以下

※品質の可否は、品質試験結果が試験規定値を満足しなければならない。

- (3) 防舷材取付金具等の材質はJIS G 3101 SS400又は同等以上の品質とし、埋め込み部以外は、亜鉛メッキとする。
- (4) 防舷材取付金具設置におけるコンクリート削孔の際、完成図等の資料確認を行った上で、鉄筋探査やケーブルロケーター等の事前調査を行い、既設上部コンクリート構造物等に損傷を与えないよう十分留意施工しなければならない。
- (5) 点検等により緊急に施設補修が必要な場合は、監督職員の指示により補修工事を実施することがある。なお、これに伴う変更契約は工期末日までに行うものとする。
- (6) 渡版補修(HC-5～HC-7)は別添図の実施するものとする。なお、費用については計上していないため、補修補法及び補修材料は、監督職員と協議するものとする。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

7-4 舗装工

- (1) エプロン舗装補修(HC-7・HC-8)
エプロン舗装の補修を予定している。補修箇所は、監督職員の指示によるものとする。なお、費用については計上していないため、補修補法及び補修材料は、監督職員と協議するものとする。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。
- (2) エプロン舗装段差補修(DT-9)
エプロン舗装の段差補修を予定している。補修箇所は、監督職員の指示によるものとする。なお、費用については計上していないため、補修補法及び補修材料は、監督職員と協議するものとする。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

7-4 新技術活用

- (1) 受注者は、施工に先立ち、新技術情報提供システム(NETIS)等を用い、有用と思われる新技術等の提案がある場合は、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(以下、実施要領)、に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うことができる。

- (2) 受注者は、NETIS 登録技術を含む技術提案により受注した場合は受注者の負担により、上記要領等に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うこと。
- (3) 新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム(NETIS) URL//<http://www.netis.mlit.go.jp>」に掲載されているNETIS(申請情報等)に留意するものとする。
- (4) 新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。
- (5) 本工事によって知り得た当該新技術に係わる情報は、監督職員の許可無く公表してはならない。

7-5 検査

- (1) ゴム防舷材の品質及び諸試験等は下記のとおりとする。
 - 1) ゴム防舷材の製作に先立ち、規定の圧縮変位量及びこれに対する性能標準値を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
 - 2) ゴム防舷材の本体及び付属金具の形状寸法等の詳細について、製作前に図面を提出し監督職員の承諾を得るものとする。
 - 3) 試験は関係官公署又は監督職員の承諾を得た試験所で行なうものとする。
 - 4) ゴム防舷材の性能試験は、10基に1基の割合(端数切上げ)で任意に抽出した製品を対象に行うものとする。
 - 5) ゴム防舷材の性能試験は下記のとおり実施するものとする。
 - イ) 圧縮速度は、毎分2~8cmとし、規定の圧縮変位量を越えるまで、3回繰返して行なうものとする。
 - ロ) エネルギーの吸収値は、規定の圧縮変位量までの反力-変位曲線から求め、kN・mで表すものとする。
 - ハ) 性能値は、第2回目と3回目の試験値の平均とする。
 - ニ) 性能試験時の室温を記録しておくものとする。必要に応じて、温度による性能特性の変化を把握するものとする。
 - 6) 試験の結果、性能標準値を満足しないものがあつた場合は、残量の未試験品について、5本に1本の割合(端数切上げ)で任意に抽出し、それらについて性能試験を行うものとする。
これら全試料の性能試験の合格をもって、前記不合格品を除いた全数を合格とする。
更に不合格品があれば、残りの全数について試験を行い、個々について合否の判定を行うものとする。
 - 7) JIS規定以外の製品の検査を行う場合は、その方法、合否の判定等について監督職員と協議するものとする。

8. その他

- 8-1 本工事施工箇所及び点検箇所は、公共バースとして使用しているため、工事期間中の安全・保安対策を十分に行うものとし、海上保安部等の関係官公署及びバース利用者と工程・施工方法等について綿密な調整を行うものとする。
- 8-2 本工事の対象施設は供用中の岸壁であることから、点検、工事等の時間が制限されている。主に点検、調査、測量は平日の早朝または昼休憩時、維持補修工事は平日夜間または休日が許可されているが、施設や運用状況により変更があるため、実施にあたっては施設の借受者と調整を図ること。
- 8-3 時間外においても臨機の対応が取れる様、確実に連絡が取れる体制を確保すること。
- 8-4 海上点検等の実施にあたっては、通行船舶の航行安全に十分留意しなければならない。
- 8-5 鯨に対する安全対策が必要とされる場合は、調査職員と別途協議し、適切な対策を講じなければならない。
- 8-6 海上・水中にて作業を実施する際、安全監視船が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。これに伴う変更契約は工期末日までに行うものとする。
- 8-7 施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。
- 8-8 本工事において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項に基づき設定された制限区域に立ち入る場合、受注者は埠頭保安管理者の指示に従って必要な処置を講じなければならない。
- 8-9 再生資源の利用等

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

- 1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- 2) 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

イ) 分別解体の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

- 3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

(2) 建設副産物

建設副産物を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を監督職員に提出しなければならない。

(3) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。

(4) その他

契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

- 8-10 受注者の責によらず、コンクリートの強度が材齢28日より難しい場合は、推定値としての強度を確認すること。なお、推定強度の算定は、事前に監督職員に関係資料を提出し、承諾を得なければならない。また、その場合においても、材齢28日の供試体による圧縮強度試験結果は、後日報告するものとする。

- 8-11 本工事は、共通仕様書第1編、第1章、第2節、1-2-2現場管理11. のイメージアップ項目は、適用しないものとする。

- 8-12 本工事は、施工にあたっては、周辺環境対策の一環として、「平成9年7月31日付 建設省告示第1536号、改正平成12年12月22日付 建設告示第2438号、改正平成13年4月9日付 国土交通省告示第487号」により定められた低騒音型・低振動型を使用するものとする。なお、低騒音型・低振動型を使用できない場合は、監督職員と協議しなければならない。

- 8-13 本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

(施工管理に関する情報化)

- (1) 本工事に係わる提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム(工事帳票管理システム)を利用するものとする。詳細については監督職員の指示による。

(2) 当該システムの使用可能時期、手続き等については監督職員の指示による。

(3) システム利用に際して支障が生じた場合には、監督職員に報告し指示を得るものとする。

(4) システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

(電子納品)

- (5) 「工事完成図書」は、「工事完成図書の電子納品等要領」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの提出については、監督職員と協議のうえ、決定する。

- (6) 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- (7) 測量成果は、「測量成果電子納品要領(案)」に基づいて作成しなければならない。また、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】」を参考にする。
- (8) 「紙」による「工事完成図書」の提出は監督職員と協議のうえ決定する。
- (9) 特記仕様書及び発注図面の電子データは発注者が提供する。

8-14 工事書類簡素化の試行

- (1) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提示若しくは提出するものとする。
- (2) 工事関係書類の作成にあたっては、別添『工事書類簡素化試行一覧表』の「港湾工事共通仕様書」の試行内容を適用する。なお、同一一覧表の「港湾工事品質管理基準」、「港湾工事出来形管理基準」並びに「港湾工事写真管理基準」に示す試行内容については、本工事の工種に合致する工種について適用するものとする。
- (3) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す以外の内容について、簡素化の提案がある場合、若しくは、監督職員が追加提示する内容について、監督職員と協議のうえ試行対象とすることが出来るものとする。

8-15 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- (1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の 1) から 4) の全てを実施することとする。

1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、港湾工事共通仕様書1-2-9写真管理8. に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、港湾工事共通仕様書1-2-9写真管理8. による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、港湾工事共通仕様書及びデジタル写真管理情報基準(平成28年3月)に準ずるが、上記 2)に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準(平成28年3月)「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者はURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

8-16 JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)に関する事項

(1) 適用

- 1) 当該工事は、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。

なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001認証取得者である共同企業体をいう。

「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後14日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001審査に係る次の書類

イ) 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る)の写し

ロ) イ)の審査に係る合否判定結果の写し

③ 申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001認証取得している場合にあつては、その旨を示す書類

④ ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請者が申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあつては前々年度及びその前年度)に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての請負工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する港湾工事成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の請負工事成績評定通知書の写し

- 2) 契約締結後、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。
- 3) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。

また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。

- 4) 監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、従前の監督業務を実施するものとする。

(2) 当該工事品質計画書の提出

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、当該工事品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、施工計画書と当該工事品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工事品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば1冊に統合した構成で作成してもよい。

なお、施工計画書と当該工事品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工事品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工事品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

1) 受注者が甲型経常建設共同企業体の場合

甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者、もしくは、出資比率が同率の場合はどちらか一方(以下「出資比率が最大の者等」という。)の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。また、当該工事品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

(3) 検査時の提出書類

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、監督業務のうち、受注者の品質システムに基づき作成する、品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要事項が網羅されている場合に限り、監督職員が承諾の上、指定様式等によらず受注者の自主検査記録等の様式により提出しても良いものとする。

(4) 内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

1) 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(財)日本適合性認定協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー(研修)またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

2) 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を越えない間隔で実施する。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

(5) 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

(6) 検査・測定装置及び試験装置の管理

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。

また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数値のみでしか管理できないものとする。

(7) トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

(8) 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

8-17 技術提案

入札時に提案した技術提案により、落札した受注者については、以下の特記事項の対象とする。

(1) 技術提案実施計画書

受注者は、入札時に提案した技術提案のうち、競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案については、従来の施工計画書とは別冊で技術提案実施計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は、履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術提案実施計画書に記載の上、監督職員に提出しなければならない。

(2) 技術提案の変更

発注者の事情による設計条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案実施計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) 技術提案の取扱

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

(4) 責任の所在

発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において技術提案範囲に係る部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

(5) その他

技術提案に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。

8-18 工事コスト調査について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。

(2) 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 提出された調査票は、原則として、関東地方整備局及び京浜港湾事務所のホームページにより公表する。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-3	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	受注者、下請負者の工事費内訳

8-19 低入札契約におけるモニターカメラの設置

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

8-20 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、監督職員の指示した工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

8-21 出来高部分払方式の実施について

8-22 本工事は、出来高に応じた部分払いを選択できる出来高部分払方式の対象工事であり、実施に当たっては、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

8-22 総価契約単価合意方式の実施について

- (1) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。
- (2) 発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

8-23 三者連絡会の実施について

本工事は、発注者、受注者及び下請負者において当該工事契約内容等について相互確認するため、受発注者間の協議により三者連絡会を設置することができる。なお、会議の開催内容、開催時期については、別途監督職員より通知するものとし、開催にあたっては、協力するものとする。

8-24 管理技術者等の配置等

- (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置等する。
- (2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は後日通知する。
- (3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

8-25 「設計変更協議会」の設置

- (1) 本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である「設計変更協議会」の開催について、主任現場監督員に対して発議することができる。
- (2) 「設計変更協議会」の概要及び開催手続き等については、別途監督職員より通知する。

- 8-26 契約内容の変更手続きについて
本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、発注者及び受注者協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- 8-27 監理技術者等の専任を要しない期間
- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - (2) 工事完成後、検査が完了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工期末日の翌日以降に工事完成検査を行う場合の専任期間は、工期末日までとする。
 - (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。
- 8-28 東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。
- 8-29 施工方法を想定し費用を算出している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。
なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。
- 8-30 工事中の安全確保
工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、平成30年度の「重点的安全対策」については監督職員が指示するものとする。
- 8-31 本工事はクイックレスポンスの対象工事である。
- (1) 「クイックレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
 - (2) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員の確認を受けること。
 - (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告すること。
- 8-32 設計変更等については、工事請負契約書第18条から第24条及び港湾工事共通仕様書本編1-1-16から1-1-18などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。
- 8-33 現場環境改善(快適トイレの設置の試行)
1. 内容
受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目で有り、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1)洋式便座
- (2)水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
- (3)臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
- (4)容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
- (5)照明設備(電源がなくても良いもの)
- (6)衣類掛け等フック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9)サンタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- (10)鏡付きの洗面台
- (11)便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12)室内寸法900mm×900mm以上(半畳程度以上)
- (13)擬音装置
- (14)フィッティングボード
- (15)フラッパー機能の多重化
- (16)窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17)小物置き場等(トイレトベーパー予備置き場)

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料において監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限を超える費用については、イメージアップ経費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項目の対象外とする。

8-34 「休日確保評価型」試行工事について

試行工事において、週休2日、4週8休、4週7休、4週6休のいずれかを確保した場合には、工事成績評価の加点を行う。また、週休2日又は4週8休を確保した場合は、労務費の補正を行う。

8-35 働き易い職場環境を整備した工事

- (1)働き易い職場環境を整備した工事とは、8-34の快適トイレを導入した工事で、かつ現場事務所において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。
 - ・喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室
- (2) 受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

8-36 担い手育成活動を実施した工事

- (1) 担い手育成活動を実施した工事とは、建設業に将来就く可能性のある者(土木関係の専門学校生、高校生、大学生等)、現場経験の少ない者等に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等(注)を開催し、建設業への関心の喚起や、作業船による施工、操船等の建設技術の習得の機会を提供した工事である。
(注) 受注者(下請を含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請を含む)への就職を目的としたものは対象外。
- (2) 受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

8-37 工事实績情報システム(コリンズ)における工事实績情報登録の確認について

受注者は、港湾工事共通仕様書1-1-6 工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。

- (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。
- (2) 受注者は、(1)によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。
- (3) 「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるよため、受注者による提示は必要ないものとする。

8-38 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、全て監督職員と協議して決定しなければならない。

以上